



芸術家のくすり箱ヘルスケア助成 2010 年度応募要項

(応募受付期間：2010 年 1 月 7 日～2 月 4 日)

「芸術家のくすり箱」は、東京を拠点とし、芸術家に対し、ヘルスケアの側面からトータルにサポートする NPO 法人です。主な事業として、セミナーの実施、ヘルスケア助成等を行っています。

■目的

芸術活動に起因する怪我や故障によって、芸術活動に支障をきたしている芸術家に対し、治療やリハビリ、トレーニング、コンディショニング等に必要な費用の助成と情報の提供をすることで、芸術活動への復帰を支援するものです。これにより、芸術家のもてる才能が発揮され、よりよいコンディションで長く活躍されることを期待します。

また、このプログラムによって、

- 芸術家の自立をサポートし、優れた芸術文化の成熟と発展に貢献します。
- 芸術関係者に対し、ヘルスケアに対する意識を高めるきっかけを作ります。
- 医療関係者に対し、芸術家のヘルスケア事例を提供します。
- 一般社会に対し、芸術セクターの基盤をサポートすることの重要性を伝えます。

■ 2010 年度対象となる疾病

- 整形外科関連の怪我・故障を対象とします。
- 舞踊家、演奏家、俳優等、身体を表現の手段として使う芸術家を対象とします。
- 芸術表現動作に直接起因する怪我や故障が対象です（注：事故による怪我を除く）。

■助成期間

- 助成期間は、原則として助成決定後、芸術家のくすり箱指定の最初の診療・トレーニング等開始日から最長で1年とします。
- 助成期間中に助成上限額まで使用額が達した場合、助成金の給付はその時点で終了となります。ただし、前項の期間内は情報その他の支援は継続いたします。復帰までのプランはできるだけ効果的に費用が使えるよう、工夫していただきます。
- 助成期間中に公演等本番出演がある方については、助成期間を調整する場合があります。

■助成金の支給額および対象となるもの

- 年間支給額上限は各アーティストにつき 250,000 円とします。（ただし、月毎の上限あり）
- 原則として、芸術家のくすり箱が指定する機関での治療・施術に対してのお支払いとなります。
- 費用助成の対象となるものは、医療機関での医療費・処方薬代、治療院等での治療費、トレーニング・コンディショニング等の費用、診断書・報告書作成費です。

交通費、医療器具、トレーニング器具等は含みません。また助成申請のための診断書代は含みません。

- 原則として採択以前の治療・トレーニング等に対して遡って助成は行いません。
- 健康保険がきく治療については、健康保険負担相当部分は支払いません。(本人負担分のみお支払いします。)
- 毎月所定の用紙と共に領収証を提出していただき、当方で確認できた費用に対してお振り込みします。
- 申請内容に虚偽が認められた場合、その時点で助成は終了し、助成金をご返金いただきます。また、以降の当プログラムのご利用は一切できません。

■応募資格

以下すべての条件に当てはまる人にご応募いただけます。

- 芸術活動の表現動作に直接起因する怪我や故障等（事故による怪我を除く）があり、それによりプロとしての芸術活動に支障をきたしていること
- 【別表A】の当プロジェクトの芸術家の判断基準に合致する者
- 復帰後、芸術活動を通して、日本の芸術界に貢献する意志があること
- 申請時に満 18 歳以上 40 歳未満であること
- 日本国籍または日本で永住権を有するか、日本でプロの芸術活動に携えることのできるビザを有する者
- 東京、千葉、神奈川、埼玉エリアに居住している者（応相談）
- 所属団体がある場合、その了解を得ること
- 所属団体がある場合、そこから復帰にかかる費用が十分に補償されていないこと
- 本応募要項にある「助成対象者の義務」を守ること
- 2次審査日（2010年2月16日）に都内会場へ必ず来場可能なこと（怪我の状況によっては応相談）

■助成対象者の義務

- 期間中は復帰に向け、医師・治療師・トレーナー等の指示による必要な治療やリハビリ、トレーニング等に真剣に取り組むこと。
- 助成対象者は、芸術家のくすり箱が定める身体計測を行うこと。
- 原則として芸術家のくすり箱が指定する病院・治療院・スタジオ等にて治療・トレーニング等を受けること。(リクエストがある場合は応相談)
- 身体計測のデータ及び助成期間の治療・トレーニング等のデータは、芸術家のくすり箱が関わる研究や記録、セミナー等に提供すること。
- 助成対象期間から助成終了後1年以内は、怪我・故障等とその治療やトレーニングに関する体験談を、芸術家のくすり箱の記録集やインタビュー等でシェアすること（匿名応相談）。
- 当助成プログラムを支える支援者へのお礼として、チケットやグッズなどを芸術家のくすり箱へ提供すること。
- 申請・請求は虚偽無く速やかに行うこと。

■応募方法

応募用紙にもれなく記入し、1次審査に必要な書類を添付して、芸術家のくすり箱事務局へ郵送して下さい。応募用紙に不備がある場合は受理できません。また、応募にあたりご提出いただいた書類は返却いたしません。

1次審査： 下記の書類による書類審査

応募締切：2010年2月4日(木)必着

＜提出必要書類＞

- ・ 応募用紙
- ・ 医師の診断書
(芸術家のくすり箱の所定用紙に限る。2009年11月1日以降発行のもの)
- ・ 【別表A】に記載された、該当部分の証明書類

2次審査： 面接・診断および追加書類による審査

面接・診断日：2010年2月16日(火)

＜提出必要書類＞ 以下を面接・診断日にご持参下さい。

- ・ 署名捺印された所属団体承諾書（フリーの方も署名のみ必要）
 - ・ 健康保険証のコピー
 - ・ 日本国籍でない方：永住権やその他職業的芸術活動に適したビザが確認できる書類のコピー
- ※レントゲン写真やMRI写真等の貸出を受けられる方はご持参下さい。

送付先 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 3F

NPO 法人芸術家のくすり箱事務局 宛

■審査基準と方針

応募者は、以下の点につき審査を経て採択・不採択が決定されます。

- ・ 怪我・故障などの原因と程度
- ・ 応募者の当プロジェクトに対する理解度と貢献する意志
- ・ 芸術家としての実績と今後の活動の見通し（意志）
- ・ 治療に要する期間や費用の見通し

※芸術家のくすり箱では、以下の方針で審査を行います。

- ・ すべての応募者に対し、敬意と理解をもって審査いたします。
- ・ 応募者の芸術的価値を審査するものではありません。
- ・ 審査で知り得た個人情報の秘密は厳守いたします。

■審査結果

1次： 2月9日頃、メール（ご希望により FAX）で通知します。

2次： 2月末日頃、郵送にて結果を通知します。

採択は、芸術家のくすり箱助成決定委員会にて検討の上、理事会で決定し、最大2名まで

とします。

【別表A】ヘルスケア助成プログラム・『芸術家』の判断基準（2010年度版）

以下の要件のうち3つ以上に該当する方を当プログラム対象の「芸術家」と判断します（(a)(b)(c)のいずれか1つは必ず含むこと）。応募時は該当する要件の証明書類（【 】より1点以上）を添付してください。

- a) 公演、朗読、映像、出版、展覧会、その他何らかの形で、芸術家としての仕事を公に向けて発表した実績がある
【最近の発表を示すもののコピー（名前が掲載されたチラシ、奥付、タイトル画面等）】
- b) プロダクション・劇団・楽団・舞踊団のような団体や、プロデューサー・代理人など、その他しかるべき先が芸術活動の仕事の窓口となっている
【応募時現在も有効な団員証、所属証明書（またはこれに準ずるもの）、契約書等のコピー等】
- c) 2008年1月以降に、芸術家としての仕事に対して、給料、ロイヤリティ、販売、手数料、賞金、助成金、その他何らかの形で報酬を受け取ったことがある
【報酬・料金・契約金・賞金等の支払調書、または芸術家としての仕事によって得た収入を証明する書類（日付の入ったもの）のコピー等】
- d) これまでに何らかの形で芸術活動に対して賞を受けたり、専門家による批評を受けたりしたことがある
【受賞通知書、新聞記事等のコピー等】
- e) 応募時現在、プロの芸術家が属する協会組織（別表B参照）またはその傘下の団体に属している
【会員証または当該年度の会費領収証等のコピー、所属証明書（これに準ずるもの）】
- f) これまでに、プロになるべく専門的訓練を、教育機関もしくはその領域の専門家を通じて受けたことがある、または現在勉強中である
【学生証、卒業証明書のコピーまたは指導者の推薦状等】

【別表B】プロの芸術家が属する協会組織の例:

■邦楽部門

大阪三曲協会
(社)関西常磐津協会
清元協会
(社)義太夫協会
(財)古曲会 新内協会
(特活)筑前琵琶連合会
(社)当道音楽会
常磐津協会
(社)長唄協会
名古屋邦楽協会
(社)日本小唄連盟
(社)日本三曲協会
日本琵琶音楽協会

■洋楽・現代音楽部門

(社)音楽制作者連盟
(社)日本オーケストラ連盟
(社)日本演奏連盟(日演連)
日本オペラ団体連盟
(社)日本音楽家協会(日音協)
日本音楽家ユニオン
(社)日本音楽事業者協会
(社)日本歌手協会
日本作編曲家協会(JCAA)
日本シャンソン協会
日本シンセサイザー・プログラマー協会(JSPA)
日本録音指揮者連盟(録指連)
(特活)日本青少年音楽芸能協会(青音協)
パブリック・イン・サード会(PIT)
(特活)レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエーション・オブ・ジャパン(RMAJ)

■舞踊部門

(社)現代舞踊協会
Japan Contemporary Dance Network(JCDN)
(社)全日本児童舞踊協会
東京バレエ協議会
名古屋洋舞家協議会
(社)日本バレエ協会
(社)日本舞踊協会(日舞協)
日本フラメンコ協会
日本ジャズダンス芸術協会

■演劇部門

関西俳優協議会
名古屋放送芸能家協議会
(社)日本映画俳優協会
(社)日本喜劇人協会
(中間)日本芸能マネージメント事業者協会
(社)日本劇団協議会
日本新劇製作者協会
日本新劇俳優協会
日本児童・青少年演劇劇団協同組合(児演協)
日本人形劇人協会
(社)日本俳優協会(日俳協)
(協)日本俳優連合(日俳連)
日本モデルエージェンシー協会
(特活)人形浄瑠璃文楽座
(社)能楽協会

■演芸部門

関西演芸協会
関西芸能親和会
講談協会
太神楽曲芸協会
東京演芸協会
(社)日本奇術協会(JPMA)
日本司会芸能協会
日本浪曲協会
ボーイズバラエティ協会
(社)漫才協会
(社)落語協会
(社)落語芸術協会
(社)浪曲親友協会

■その他の部門

沖縄芸能実演家の会
沖縄県芸能関連協議会
日本演出者協会
(社)日本照明家協会
日本舞台音響家協会
日本舞台監督協会
日本民俗芸能協会

■郵送・お問合せ先: NPO法人芸術家のくすり箱

TEL: 03-6302-3048(月~金 10:00-18:00)

住所: 東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 3階 〒160-0023

E-mail: info@artists-care.com